

平成 26 年 10 月 2 日

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5-7-11

兵庫県母子会館 2 階 C

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎省吾 殿

〒150-8001

東京都渋谷区神南 2 丁目 2 番 1 号

日本放送協会

営業局長 松原洋一



## 回 答 書

2014 年（平成 26 年）9 月 4 日付け質問書における貴法人のお尋ねに対して、  
以下のとおり回答申し上げます。

### 1. 質問事項 1 について

受信機設置時に当該設置者が意思無能力者であったかどうかについて、当協会において判断することは困難であるため、当協会は、原則的に、受信機の設置により放送受信契約が成立するという取扱いを行っております。受信機設置後に、受信者から、受信機の設置時に設置者が意思無能力であった旨の事実と共に契約無効の主張を告げられた場合には、当協会において、当該事実を確認できた場合には、契約無効の主張に応じております。

制限行為能力者が未成年者である場合には、予め法定代理人の同意を得たか、あるいは民法5条3項に該当するものとして、受信機の設置により放送受信契約が成立するものと判断し、取消権の行使に対しては応じない取扱いをしております。

制限行為能力者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合には、民法9条但書に該当するものとして、受信機の設置により放送受信契約が成立するものと判断し、取消権の行使に対しては応じない取扱いをしております。

## 2. 質問事項2について

当協会では、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」といいます。）4条1項に基づき、放送受信契約が受信機の設置の日に遡って効果を生ずることとなり、受信規約5条1項に基づき、受信機設置時に遡って受信料をお支払いいただいております。このような取扱いについては、東京高等裁判所平成25年10月30日判決（同序平成25年（ネ）第4466号）、東京高等裁判所平成25年12月18日判決（同序平成25年（ネ）第4864号）、東京高等裁判所平成26年1月23日判決（同序平成25年（ネ）第5789号）、東京高等裁判所平成26年6月12日判決（同序平成26年（ネ）第873号）等の判例によっても是認されています。

## 3. 質問事項3について

当協会においては、受信規約9条2項に基づき、届出を受けた日に放送受信契約が解約されたという取扱いをしています。

もっとも、ご質問にある病院への入院や介護施設への入所のように、受信者自らが直ちに解約を届け出ることが困難な事情が存在したと認められる場合には、病院への入院や介護施設への入所等により契約を要しないこととなつた事実があった日に届出があったものとして解約の取扱いをしています。

なお、受信規約 9 条 1 項の「廃止すること等」の「等」に該当する事情としては、世帯が合併した場合、世帯が消滅した場合、受信機が故障した場合等を想定しています。

#### 4. 質問事項 4 について

受信規約 13 条 1 項の「放送の受信について事故を生じた場合」における「事故」は、天変地異、電波障害、停電、視聴者の受信機の故障など、不可抗力、第三者の行為又は視聴者側の事情の介在によって、当協会が正常に放送を行っているにもかかわらず、放送の受信が不可能となる場合を想定しています。同項は、このような場合でも、当協会は視聴者が放送を受信できることにつき免責を受ける旨を定めたもので、当協会に故意又は過失がある場合の免責を定めたものではありません。

以 上